

長崎外国語大学における課外活動団体の組織等に関する要項

平成 13 年 4 月 1 日制定

(目的・趣旨)

第 1 条 この要項は、本学における課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生の課外活動団体組織の基準等を定め、適正な援助を行うことを目的とする。

2 学生の課外活動団体に関する事項は、長崎外国語大学学生規則よるほか、この要項および別表第 1 に掲げる課外活動団体基準の定めるところによる。

(課外活動団体の認定)

第 2 条 長崎外国語大学学生規則第 12 条の規定に基づき設立された団体(以下「学生団体」という。)は、次の各号に該当し、かつ別表第 1 に掲げる基準を満たす場合は、「課外活動団体」として認定を受けることができる。

(1) 本学の教育目的に沿うものであること。

(2) 学生全体を組織の対象としていること。

(3) 課外活動を目的として組織されていること。

(4) 計画的、かつ日常的に運営されていること。

(5) 一人以上の顧問教員が置かれ、教職員との交流が円滑に行われ、又は活動についてその指導助言が行われていること。

第 3 条 前条の認定は、年度ごとに学生団体の申請を受け、学生部長が学友会執行委員会の意見を聞き、学生委員会の議に基づいて行うものとする。

(認定の効果)

第 4 条 課外活動団体には、施設設備の使用、課外活動用具の貸与等について、他の学生団体に優先して便宜を供与するものとする。

2 課外活動団体には、本学の名称を冠して学外の団体に加入することについて、他の団体に優先して、これを認めるものとする。

3 課外活動団体には、長崎外国語大学学生規則第 20 条第 1 項(集会開催の許可)、第 23 条(集会の報告)、第 33 条(文書等の配布)に定める事項が当該課外活動団体の認められた目的に則し、あらかじめ認められた場所で行われる場合には、その許可・報告の義務を免除することがある。

4 課外活動団体には、別に定める内規により、助成金等を支給することがある。

(認定の解除)

第 5 条 課外活動団体が第 2 条各号に該当しなくなったときは、学生部長は、学友会執行委員会の意見を聞き、学生委員会の議に基づいて当該認定を解除することができる。

(補則)

第6条 この要項の改正は、学生部長が学生委員会及び教授会の議を経て行う。

第7条 この要項の実施に関する事務は、学生支援室において処理する。

附記

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附記

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

別表第一 課外活動基準活動

(課外活動団体の名称)

1 団体の名称には、必ず本学名を冠するものとする。

(団体の組織)

2 団体には、長崎外国語大学学生規則第12条第2項に定める顧問のほか、次のものを置かなければならない。

イ 代表責任者として部長、主将または会長

ロ 会計担当者

3 前項の他、団体活動の専門的技能・知識を有する指導者または監督(コーチ)を置くことができる。

4 団体の構成員数は最小限10名を目安とし、1・2年の両学年の学生を含むものでなければならない。

(監督等)

5 指導者または監督(コーチ)は、当該団体の顧問が、候補者を学長に推薦し、学長がこれを委嘱する。指導者または監督(コーチ)は、本学専任教員または職員または本学関係者であることが望ましい。

6 指導者または監督(コーチ)は、当該顧問と緊密な連絡をとり、当該団体の専門的見地からの指導・助言を行うものとする。

7 指導者または監督(コーチ)の任期は1年とし、再任することを妨げない。

(部長等)

8 部長・主将・会長及び会計担当者は、当該団体の構成員のうちからその定めるところによって選出し、学生部長に届け出るものとする。

(運営の財源)

9 各団体は、必要な部費を徴収することができる。

10 各団体の運営の財源は、前項の部費によるほか、募金、販売等の収益活動、援助金および寄付金によることができる。

(決算報告)

11 各団体は、当該年度終了後、その年度の決算報告を顧問の承認を得たのち速やかに学生部長に行わなければならない。

(会計年度)

12 この基準の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

13 この基準に関する事務処理は、学生支援室において行う。